

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱

制定 令和3年12月24日付け3畜産第1183号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）において設定された、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。

このため、令和2年11月30日に農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（以下「実行戦略」という。）」が策定され、この中で、牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳乳製品が重点品目として位置づけられ、それぞれの品目ごとに意欲的な輸出額目標を設定するとともに、目標達成のために、「マーケットインの発想を踏まえた輸出産地の育成・展開」を図ることとされた。

本事業では、実行戦略に基づき、畜産農家等、食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者、輸出事業者の3者が連携して、輸出産地ごとにマーケットインの発想で輸出促進を図る体制である「畜産物輸出コンソーシアム」の設立・運営及び輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）からの要求に応えるための取組を支援するとともに、輸出拡大をさらに加速化させていくため、新たな輸出産地の形成に向け、新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立を目指す産地の育成の取組等を支援することを目的とする。

(通則)

第2 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成

12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第 3 補助金は、2030 年の輸出目標達成に向けて畜産物の輸出を更に拡大するため、畜産農家等、食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者、輸出事業者の 3 者が連携した畜産物輸出コンソーシアムの設立、輸出先国・地域からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組、新たな輸出産地の形成に向けた畜産物輸出コンソーシアムの設立を目指す産地の育成の取組、及び輸出先国やマーケットの求める畜産物を供給するための流通方法や品質保持等に係る調査・実証等を支援することを目的とする。

(定義)

第 4 本事業における用語については、次のとおりとする。

1 畜産農家等

畜産を営む者又は農業者の組織する団体で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。

2 食肉処理施設等

食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条第 2 項の乳業を行う者をいう。）のいずれかの施設又は事業者をいう。

3 畜産物輸出コンソーシアム

畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者を必須の構成員として、輸出促進を図るために輸出産地ごとに設立した事業共同体であって、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める要件を満たすものをいう。

4 畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会

畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者による輸出産地の形成に向けた連携体制の構築を図るための組織であって、畜産局長が別に定める要件を満たし、かつ、畜産物輸出コンソーシアムの設立を予定するものをいう。

5 畜産 5 品目

牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条に規定する牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、

無脂肪牛乳、加工乳及び乳製品であって、国產生乳・乳製品を使用した製品に限る。)をいう。

(事業の内容)

第5 本事業において実施する事業の内容及び事業実施主体は、別表1に定めるところによる。

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等を行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、都道府県(以下「補助事業者」という。)が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業
- (2) 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業
 - ①動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業
 - ②鶏肉のサルモネラ菌低減への取組支援事業
- (3) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業
- (4) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(流用の禁止)

第8 別表2の経費の欄に掲げる各事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(事業実施計画の承認及び事業の評価)

第9 補助事業者は、交付申請書の提出より前に、畜産局長が別に定めるところにより、大臣に事業実施計画を提出し、その承認を得なければならない。

2 目標年度及び成果目標並びに事業評価

補助事業者は、別表1に定める事業ごとに、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等、適切な事業評価を行うものとする。

(申請手続)

第 10 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号の交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前頁の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 11 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 12 地方農政局長等は、第 10 第 1 項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第 10 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 箇月とする。

(申請の取下げ)

第 13 補助事業者は、第 10 第 1 項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第 12 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第 2 号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければな

らない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更の場合を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第 15 に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 15 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表 2 の重要な変更欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第 16 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならぬ。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 17 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第 3 四半期の末日現在において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 18 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事

務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定による財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき(第14第1項による廃止の承認があったときを含む。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第10第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書

等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（海外付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱）

- 第 21 地方農政局長等は、日本国外における補助事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）について補助金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について補助事業者に対して検討を求めることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第 19 第 1 項による実績報告書において、補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 19 第 4 項に準じて地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

（額の再確定）

- 第 22 補助事業者は、第 20 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 19 第 1 項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 20 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第 20 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第 23 地方農政局長等は、第 14 第 1 項第 3 号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 12 の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第 20 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第 24 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せることがある。

（補助金の経理）

第 25 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 前 2 項及び第 26 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台

帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 26 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 27 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8、第 14 から第 17、第 19 及び第 21 から第 26 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付せることがあること。

(4) 取得財産等のうち第 2 号に定めるものについて、同号に定める期間中、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管すること。

2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなけ

ればならない。

- (1) 間接補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第11号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（推進指導体制等）

第 28 地方農政局長等は、事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

- 2 都道府県知事は、事業の効果的な運営を図るため、事業実施主体との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 3 畜産局長及び地方農政局長等は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて事業実施主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

（委任）

第 29 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、交付要綱（畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱（令和3年1月28日付け2生畜第1717号農林水産事務次官依命通知））及び実施要綱（畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2生畜第1717号農林水産事務次官依命通知））は、廃止する。
- 3 2による廃止前の交付要綱及び実施要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1（第5関係）

事業の内容	事業実施主体
1 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 畜産物輸出コンソーシアムの設立並びに畜産物輸出コンソーシアムが実施する輸出先国とのマーケット調査及びPR活動・販売促進活動を支援	1 畜産物輸出コンソーシアム（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの期間における、畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとするものを含む。以下同じ。）
2 輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業 (1) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組支援事業 牛肉輸出に関して米国・欧洲連合等が要求する頭縫による家畜の取扱いや懸垂放血によると畜への対応により生じる課題の解決に必要な会議の開催、海外調査、試験的取組等を支援 (2) 鶏肉のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業 鶏肉輸出に関してシンガポール・米国等が要求するサルモネラ菌の低減や検査等の課題の解決に必要な会議の開催、手順書の作成、試験・研究・調査及び輸出に係るサルモネラ菌検査等を支援	2 畜産物輸出コンソーシアム
3 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業 畜産物輸出コンソーシアムの設立を目指す産地が、本格的な輸出開始に先駆けて行うマーケット調査、試験輸出による商流の構築等の取組を支援	3 畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会（畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会の設立が完了するまでの期間における、畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会を設立しようとするものを含む。以下同じ。）
4 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業 輸出先国やマーケットの求める日本産畜産物を供給するために必要な会議の開催、流通方法や品質保持等に係る調査・試験・実証を支援	4 畜産物輸出コンソーシアム及び畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会

別表2（第7、第8関係）

区分	補助対象経費	補助率	経費の配分の変更	事業の内容の変更
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金(畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業)	<p>1 事業実施主体が実施する畜産物輸出コンソーシアムの設立・運當に要する経費を補助する経費</p> <p>2 事業実施主体が実施する輸出先国からの要求に応えるための畜産物輸出コンソーシアムの取組等に要する経費を補助する経費</p> <p>(1) 事業実施主体が実施する動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組に要する経費を補助する経費</p> <p>(2) 事業実施主体が実施する鶏肉のサルモネラ菌検査等に要する経費を補助する経費</p> <p>3 事業実施主体が実施する新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成に要する経費を補助する経費</p> <p>4 事業実施主体が実施する畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等に要する経費を補助する経費</p> <p>5 補助事業者が事業実施主体による1から4までの事業の実施を補助するにあたり要する推進事務費</p>	定額 —		<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> <p>3 事業の追加、中止又は廃止</p>

別記様式第1号（第10関係）

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第10の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

別記様式第2号（第14関係）

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付決定を受けた事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金変更承認申請書」を「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱に基づき、補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止又は廃止」と置き換えること。

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第4号（第17関係）

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業について、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		令和〇年〇月〇日 までに完了したもの		令和〇年〇月〇日 までに実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第18関係）

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
概算払請求書

番号
年月日

○○農政局長 殿
〔 北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官○○ 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があつた事業について、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第18の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

令和〇年〇月〇日現在

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 下線部は、第17第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第6号（第19第1項関係）

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。）

記

国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 〇〇〇円

（要領）

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」）旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には次の書類を添付すること。
 - (1) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し、専門員等設置費、入札業務等実施費及び賃金を支出した場合には出勤簿及び業務日誌等の写しを添付すること。
 - (2) 外部へ委託した場合は、委託契約書の写しを添付すること。

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〔 〇〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在 地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定期限 月日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越し分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越しに際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越しに係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第8号（第19第4項関係）

〇〇年度畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定の通知のあった畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金について、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第14条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

〇〇年度

農林水産省所管〇〇補助金調書

国		地方公共団体							備考		
		歳入			歳出						
補助事業名※1	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額
〇〇事業	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
〇〇費											
〇〇費											
その他											

記載要領

1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分は、補助条件等によりその変更を禁止められ、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、「その他」として一括記載すること。

2 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。

3 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、追加更正予算額、用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越額（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

帳台理管產財

名体施主実業事業

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者等別に記入すること。
3 貸付先、抵当権の設定権者及び処分の状況欄を含む他の書式をもつて代えることができる。
4 備考欄には、より難い場合には、より複雑な書式による。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

事業実施主体 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。